

## たばこ税制に関する意見書

現在、国・地方たばこ税をはじめとした、たばこの税負担は、すでに約 63% となっており、平成 20 年度における国・地方たばこ税の合計額は約 2 兆 1 千億円超と推計されるなど、毎年 2 兆円を超える財源となっている。また、地方自治体においては、たばこ税の 60% が一般財源となっており、平成 19 年度では約 1 兆 3 千億円超が全国の地方自治体の財源となっている。

一方、たばこの販売数量は、平成 10 年 12 月のたばこ特別税の創設以降、数量減少に転じ、その後 2 度にわたるたばこ税増税や喫煙規制の拡大等の要因もあり、毎年減少を余儀なくされ、今後の経年減少を避けられない環境であり、たばこ販売業界には極めて厳しい状況である。

このような中で万一、たばこ税増税が行われると零細なたばこ販売店はもとより全国約 29 万店のたばこ販売店の経営は困難を極め、地域の商店街や地方経済を疲弊させてしまうとともに、地方たばこ税の減収のみならず、地方財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国会並びに政府においては、次の事項が実現されるよう強く求める。

### 記

- 1 たばこ税増税に伴う様々な影響等を踏まえたバランスのある慎重な検討を行うこと
- 2 たばこ税増税は行わないこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 22 日

新潟県佐渡市議会議長 竹 内 道 廣

内閣総理大臣	鳩山 由紀夫 様
総務大臣	原口 一博 様
財務大臣	藤井 裕久